

8 酒 税

8 - 4 免 許 場 数

8 酒 税

8 - 4 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

区 分	11年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 許 取消場数	免 許 消滅場数	12 年 度									
					6KL 未満		6KL 以上 10KL 未満		10KL 以上 60KL 未満		60KL 以上 100KL 未 満		100KL 以 上 200KL 未 満	
					内	場	内	場	内	場	内	場	内	場
清 酒	241	1	3	2	16	24	3	4	49	66	27	30		
成 清 酒	24	-	-	-	1	1	1	1	5	5	2	3		
しょうちゅうみび	27	-	-	-	3	3	-	-	5	7	-	2		
甲類	27	-	-	-	3	3	-	-	5	7	-	2		
乙類	49	1	-	-	9	18	1	2	-	4	1	1		
りん	25	-	-	-	2	4	-	1	-	3	1	1		
ル	40	-	-	-	1	1	1	4	8	19	4	4		
果実酒類	44	1	-	2	6	9	-	1	-	3	-	1		
甘味果実酒	29	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-		
ウイスキー類	13	-	-	-	2	5	-	1	-	-	-	-		
ブランデー	6	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-		
スピリッツ類	34	1	-	1	3	3	-	1	-	2	-	-		
原料用アルコール	27	-	-	1	-	4	-	-	-	-	1	1		
リキュール類	40	3	1	-	2	9	-	5	-	3	2	1		
発泡酒	15	3	-	1	3	10	-	1	-	1	-	-		
粉末酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-		
その他の雑酒	29	1	-	-	15	19	-	2	-	1	-	-		
合 計	644	12	4	8	63	114	6	23	67	115	39	44		
各酒類を通じたもの					54	9	90	34	37					

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた製造場

調査時点：平成13年3月31日

- (注) 1 免許場数は、酒類の種類又は品目の異なるごとに1場として掲げた。
 2 「12年度末製造場数」欄には、1製造場で2種類(品目)以上の酒類の製造免許を受けている場合、12年度
 3 「12年度末製造場数」欄には、本店(本店につき免許の有無を問わない。)の所在地において、その製造者
 4 内書 { 「12年度末免許場数」欄...3年以上引き続き酒類を製造しない製造場数及び3年以上引き続き酒類
 「12年度末製造者数」欄...試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造

(2) みなし製造場数

区 分	瓶詰のためのもの		販売の便 宜のため のもの	輸出のた めのもの	その他のもの		計	左のうち 実蔵置 場 数
	自己の製造 した酒類の 瓶 詰 場	共 同 の 瓶 詰 場			設置認可 を受け たもの	設置許可 を受けな いもの		
清 酒	3	1	1	15	14	2	36	20
成 清 酒	-	-	-	13	2	1	16	-
しょうちゅうみび	-	-	-	15	3	1	19	1
甲類	-	-	-	15	3	1	19	1
乙類	3	-	-	15	2	1	21	-
りん	1	1	-	14	2	1	19	-
ル	-	-	2	15	-	-	17	14
果実酒類	1	-	1	14	1	1	18	-
ウイスキー類	-	-	1	15	2	1	19	1
スピリッツ類	-	-	1	15	3	1	20	1
リキュール類	1	-	2	15	2	1	21	3
雑酒	-	-	-	13	1	1	15	-
合 計	9	2	8	159	32	11	221	40
うち実蔵置場数	3	1	4	16	14	2	40	-

調査対象：酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場

調査時点：平成13年3月31日

未 免 許 場 数							合計欄のうち試験のための免許場数		12年度未製造場数	12年度末製造者数
200KL以上500KL未満	500KL以上1,000KL未満	1,000KL以上2,000KL未満	2,000KL以上5,000KL未満	5,000KL以上10,000KL未満	10,000KL以上	休 造	合 計	場	場	内 者
場	場	場	場	場	場	内 場	内 場	場	場	内 者
39	8	5	2	1	-	20 31	84 237	7	226	6 228
1	2	-	1	1	-	4 7	11 24	-	-	- 21
3	3	2	1	2	-	1 4	9 27	1	6	1 24
2	-	-	-	1	-	14 21	23 50	6	4	3 45
1	4	4	3	-	-	1 3	3 25	2	11	2 23
3	1	-	1	-	3	- -	10 40	1	36	- 33
1	-	1	-	-	-	20 27	26 43	8	11	5 34
-	-	1	1	-	-	20 24	21 29	3	1	2 24
1	-	-	1	-	-	4 5	4 13	1	1	- 6
-	1	-	-	-	-	3 4	2 6	2	-	1 2
-	-	1	2	-	-	18 25	17 34	3	-	1 26
2	1	1	-	2	1	8 12	7 26	1	4	1 23
2	-	-	-	-	6	9 14	10 42	5	11	4 34
-	-	-	-	-	2	1 3	3 17	2	4	1 10
-	-	-	-	-	-	- -	- 1	-	1	- 1
-	-	-	-	-	-	5 8	18 30	6	17	16 26
55	20	15	12	7	12	128 188	248 644	48	333	43 560
39	11	6	5	3	10	36	333	16		21 308

内における製造数量が最も多い種類（品目）の欄にのみ、1場として掲げた。
 が免許を受けている酒類の種類（品目）ごとに1人として掲げた。
 の製造数量が酒税法第7条第2項に規定する数量に達しない製造場数（同条第3項の規定の適用を受ける製造場数を除く。）の合計を掲げた。

場を有する非営業製造者数

(3) 連続式蒸留機の設備状況

製造場数	基 数
18場	20基

調査対象：「8-4(1)酒類の製造免許場数」のうち、
 連続式蒸留機の設備を有する製造場

調査時点：平成13年3月31日

用語の説明：連続式蒸留機とは、連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒド等の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。

(4) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数	左のうち休造場数
酒 母	200場	77場
も ろ み	31	10

調査対象：酒税法第8条（酒母等の製造免許）の規定により免許を受けた製造場

調査時点：平成13年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの 酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの これらに「こうじ」を混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、「こす」又は「蒸留する」前のものをいう。

(5) 酒類用自動販売機の設置場数及び台数

設置場数	設 置 台 数				計
	清 酒 用	ビ ー ル 用	ウイスキー用	そ の 他 用	
内 8	外 1,873	外 359	外 700	外 3,273	外 6,205
5,235場	内 1 3,494台	内 9 6,255台	- 台	417台	内 10 10,166台

調査時点：平成13年3月31日

(注) 1 内書は、自動販売機による酒類小売業免許を受けているもの
 2 外書は、併用機で酒類が従たるもの

8 酒 税

(6) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区 分	販売業者数	販 売 場 数				販売場数のうち1年以上引き続き休止している販売場数		
		卸売に限る旨の条件が付されているもの	販売方法に条件が付されていないもの		計			
			卸売割合が50%以上又は卸売数量が270KL(ビール卸売業にあっては120KL)以上のもの	その他				
販売方法に条件が付されていないもの及び卸売に限る旨の条件が付されているもの	者	場	場	場	場	場	場	
全酒類	253	53	187	249	489	6	8	
ビール	5	3	2	5	10	-	-	
洋酒	38	34	23	46	103	5	5	
輸入酒類	53	46	27	24	97	17	18	
自製酒類	清酒・みりん	5	16	12	2	30	-	-
	合成清酒・しょうちゅう	-	1	5	-	6	-	-
その他酒類	ビール	1	8	10	1	19	2	2
	洋酒	-	3	12	-	15	1	1
計	6	28	39	3	70	3	3	
その他の酒類	10	8	3	6	17	1	1	
合計	365	172	281	333	786	32	35	
のうち	小売業者の共同購入機関	13	13	-	-	13	1	1
	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-
製造業者の共同購入機関	1	-	-	1	1	-	-	
	11,911	-	-	-	14,381	157	293	
全酒類	一般のもの	53	-	-	-	442	3	3
	特殊の期限付	-	-	-	-	1	-	-
計	11,964	-	-	-	14,824	160	296	
その他の酒類	一般のもの	32	-	-	-	90	2	2
	特殊の期限付	288	-	-	-	468	20	28
他の酒類	みりんだけのもの	10	-	-	-	35	-	-
	薬用酒だけのもの	166	-	-	-	640	4	6
計	2,403	-	-	-	2,436	-	3	
合計	2,899	-	-	-	3,669	26	39	
合計	14,863	-	-	-	18,493	186	335	
媒代業	18	-	-	-	26	6	6	
理業	-	-	-	-	-	-	-	

調査対象：酒税法第9条（酒類の販売業免許）の規定により免許を受けた販売業者

調査時点：平成13年3月31日

(注) 内書は、2年以上引き続き休止している販売場数を示す。

用語の説明：1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介（取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容の折衝等その取引成立のためにする補助行為をいう。）する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(7) 免許場数の累年比較

年度	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製造場数	酒 類 販売場数
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		ビ ー ル	そ の 他	計		
			甲 類	乙 類					
8	場	場	場	場	場	場	場	場	
	248	24	27	46	25	245	615	327	18,234
9	245	24	27	47	41	250	634	338	18,763
10	243	24	27	47	43	259	643	339	19,078
11	241	24	27	49	40	263	644	337	19,322
12	237	24	27	50	40	266	644	333	19,279

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」の「12年度未免許場数」の「合計」及び「12年度未製造場数」並びに「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」の「販売場数」の「計」を累年比較したものである。

(8) 税務署別免許場数(その1)

税務署名	製 造 免 許 場 数						
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう 甲 類	しょうちゅう 乙 類	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒
岐 阜 北	場 4	-	-	-	-	場 1	場 4
岐 阜 南	9	1	1	2	1	-	3
大 垣	12	1	1	2	1	-	3
高 多 山	13	-	-	6	-	3	-
高 多 治	8	1	1	-	-	1	1
中 津 川	13	3	3	2	1	-	3
中 津 川	9	2	2	-	-	1	3
岐 阜 県 計	68	8	8	12	3	6	17
静 岡 岡	4	-	-	-	-	1	-
静 岡 松	2	-	-	-	-	1	-
静 岡 東	2	-	-	1	-	2	-
浜 松 津	4	-	-	1	-	3	1
沼 津 水	5	1	1	-	1	-	1
清 熱 海	-	-	-	-	-	2	-
三 島 島	2	1	1	2	1	2	2
富 田 田	2	-	-	1	-	-	-
磐 土 土	4	-	-	4	-	1	-
掛 川 川	2	1	1	1	-	-	1
藤 枝 枝	6	-	-	-	-	-	-
下 田 田	8	1	1	2	1	2	1
静 岡 県 計	41	4	4	12	3	14	7
千 種	-	-	-	-	-	3	-
名 古 屋 東	-	-	-	-	-	1	-
名 古 屋 北	4	-	-	-	-	1	-
名 古 屋 西	4	1	1	3	1	1	3
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	1
昭 和	-	-	-	-	-	-	-
熱 田 田	4	-	-	-	-	-	-
中 川 川	3	-	-	-	3	-	-
名 古 屋 市 計	15	1	1	3	4	6	4
豊 橋	5	2	2	3	1	-	2
岡 崎	3	-	1	1	-	-	1
一 宮	5	1	2	2	2	1	1
尾 張 瀬	1	1	1	-	-	-	1
半 田	11	2	2	2	-	2	2
津 島	10	-	-	3	2	-	-
刈 谷	6	2	2	4	7	1	1
豊 田	4	-	-	1	1	-	-
西 尾	1	-	-	-	1	-	1
小 牧	5	-	-	-	-	2	1
新 城	3	-	-	-	-	-	-
愛 知 県 計	54	8	10	16	14	6	10
(除名古屋市計)							
津 市	11	-	-	-	-	2	1
四 日 市	17	2	2	1	1	-	2
伊 勢	2	1	1	1	-	1	2
松 阪	7	-	-	-	-	-	-
桑 名	2	-	-	-	-	2	-
上 野	17	-	1	4	-	2	-
鈴 鹿	3	-	-	1	-	1	-
尾 鷲	-	-	-	-	-	-	-
三 重 県 計	59	3	4	7	1	8	5
総 計	237	24	27	50	25	40	43

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」及び「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」を税務署別に示したものである。

8 酒 税

(8) 税務署別免許場数(その2)

税務署名	製 造 免 許 場 数									
	甘 味 酒 果 実 酒	ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原 料 用 ア ル コ ー ル	リ キ ュ ー ル 類	発 泡 酒	粉 末 酒	そ の 他 の 雑 酒	
岐 阜 北	場 2	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -	
岐 阜 南	2	-	-	1	1	1	-	-	-	
大 垣	2	1	-	1	1	2	1	-	-	
高 山	-	1	-	1	1	1	-	-	6	
多 治 見	1	-	-	1	1	-	-	-	-	
中 津 川	2	-	-	3	3	2	-	-	1	
岐 阜 県 計	2	-	-	2	2	1	-	-	1	
	11	2	-	9	8	7	1	-	8	
静 岡 岡 西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
浜 松 東	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
沼 津 津	-	1	1	1	-	2	2	-	1	
清 水 海	1	1	-	1	1	1	-	-	-	
熱 海 島	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
三 島 田	1	1	1	1	1	1	1	-	1	
富 田 土	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
磐 田 田	1	-	-	1	1	1	-	-	2	
掛 川 川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
藤 枝 田	1	1	1	3	1	2	2	-	2	
下 田	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
静 岡 県 計	4	4	3	8	4	10	7	-	8	
千 種	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
名 古 屋 東	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
名 古 屋 北	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
名 古 屋 西	3	1	-	1	1	4	1	-	2	
名 古 屋 中 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名 古 屋 中	1	-	-	-	-	1	-	-	-	
昭 和 田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
熱 田 川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中 古 屋 市 計	4	1	-	1	1	5	5	-	2	
豊 岡 橋 崎	2	-	-	2	1	2	-	-	3	
一 張 宮 戸	1	-	-	-	1	1	-	-	1	
尾 張 瀬 戸	1	-	-	2	2	-	-	-	-	
半 田 島	-	1	1	1	1	-	-	-	-	
津 田 島	-	-	-	3	3	2	1	-	3	
刈 谷 谷	-	1	-	2	2	2	-	-	-	
豊 田 田	-	1	-	1	-	4	-	-	1	
西 尾 尾	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
小 牧 城	1	1	1	1	-	3	-	1	-	
新 知 県 計	6	4	2	12	10	15	1	1	10	
(除名古屋市計)										
津 日 市	1	-	1	-	-	1	-	-	-	
四 日 市	2	2	-	2	2	2	-	-	1	
伊 勢 阪 名	1	-	-	1	1	-	1	-	-	
松 名 野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 野 野	-	-	-	1	-	1	2	-	-	
鈴 鹿 鹿	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
尾 鷲 鷲	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
三重 県 計	4	2	1	4	3	5	3	-	2	
総 計	29	13	6	34	26	42	17	1	30	

用語の説明: 1 (A)は、卸売に限る旨の条件が付されているもの
 2 (B₁)は、販売方法に条件が付されていないもので、卸売割合が50%以上又は卸売数量が270KL
 3 (B₂)は、販売方法に条件が付されていないもので、(B₁)以外のもの

合 計	製造場数	販 売 業 免 許						税務署名
		卸 売 業 等				小 売 業		
		販売業者数	販 売 場 数			販売業者数	販売場数	
			(A)	(B ₁)	(B ₂)			
場	場	者	場	場	場	者	場	
11	9	3	3	5	13	476	549	岐 阜 北
22	10	9	2	9	11	292	398	岐 阜 南
28	15	5	3	3	9	572	656	大 垣 山
31	22	20	3	6	13	361	394	高 多 治
15	10	4	2	4	7	282	372	多 治 見
36	15	7	5	5	4	403	476	関 津 川
25	11	9	-	3	6	227	228	中 津 川
168	92	57	18	35	63	2,613	3,073	岐 阜 県 計
5	5	10	6	26	17	387	450	静 岡 岡
3	3	20	6	6	12	434	527	浜 松 西
7	3	7	2	5	4	227	317	浜 松 東
17	11	9	7	10	6	462	549	沼 津 津
14	5	2	-	4	4	338	395	清 水 水
3	2	14	1	5	9	171	192	熱 海 海
19	5	6	4	5	11	283	330	三 島 島
6	4	4	2	1	2	281	320	富 田 田
10	5	6	-	8	15	377	471	磐 田 土
12	4	5	-	7	3	306	373	磐 田 田
6	6	2	-	3	3	224	283	掛 川 川
29	12	5	2	5	-	256	346	藤 枝 田
2	2	12	-	2	10	187	206	下 田 田
133	67	102	30	87	96	3,933	4,759	静 岡 県 計
5	3	7	9	5	4	202	274	千 種 種
2	1	13	7	4	10	102	112	名 古 屋 東
6	5	5	5	5	3	220	303	名 古 屋 北
27	6	6	12	4	6	264	329	名 古 屋 西
-	-	4	4	21	11	225	304	名 古 屋 中 村
3	1	21	14	35	13	174	208	名 古 屋 中
-	-	11	4	1	11	422	503	昭 和 和
4	4	5	10	4	6	383	500	熱 田 田
6	4	4	10	6	6	227	288	中 川 川
53	24	76	75	85	70	2,219	2,821	名 古 屋 市 計
25	8	30	5	8	20	684	857	豊 橋 橋
10	6	3	6	3	5	300	378	岡 崎 崎
19	7	4	2	3	6	427	531	一 宮 宮
7	1	6	1	3	3	146	192	尾 張 瀬 戸
35	16	9	3	4	4	590	738	半 田 田
17	10	14	8	2	4	268	364	津 島 島
33	12	7	7	6	1	372	547	刈 谷 谷
9	4	1	3	-	3	331	413	豊 田 田
5	2	8	2	1	5	159	199	西 尾 尾
16	10	13	4	5	9	542	694	小 牧 牧
3	3	2	-	2	-	130	143	新 城 城
179	79	97	41	37	60	3,949	5,056	愛 知 県 計
17	13	6	1	8	6	321	436	(除名古屋計) 津 市 市
36	18	6	4	4	2	384	476	四 日 市 市
12	4	4	1	7	13	383	512	伊 勢 勢
7	7	4	-	4	4	235	297	松 阪 阪
4	3	3	-	4	5	205	258	桑 名 名
28	21	6	1	5	6	233	282	上 野 野
6	4	-	-	1	5	185	274	鈴 鹿 鹿
1	1	4	1	4	3	203	249	尾 鷲 鷲
111	71	33	8	37	44	2,149	2,784	三 重 県 計
644	333	365	172	281	333	14,863	18,493	総 計

(ビール卸売業にあっては120KL)以上のもの